

令和4年度八千代市応急医療救護対策会議 会議録

- 1 日時 令和5年3月30日（木） 午後7時30分から午後8時20分まで
- 2 場所 八千代市消防本部 3階講堂
- 3 議事 （議案第1号）1次救護所の見直しについて
（議案第2号）令和5年度以降の議事案件について

4 出席者氏名

【八千代市応急医療救護対策会議委員】

- 加 瀬 卓 （副委員長 八千代市医師会会長 メディカルプラザ 加瀬外科・加瀬眼科院長）
柴 崎 聡 （八千代市歯科医師会会長）
黒 田 泰 久 （災害医療コーディネーター、八千代市医師会救急医療・災害医療担当理事）
三 浦 美樹子 （島田台総合病院看護部長）
高 木 直 人 （新八千代病院総務部長）
朝 戸 晴 美 （セントマーガレット病院事務長）
山 内 剛 （セントマーガレット病院総務人事課主任）
佐久間 徹 （勝田台病院事務長）
小 川 佳 宏 （勝田台病院リハビリテーション科長）
岡 崎 桂 （おかざき外科クリニック院長）
似 内 武 敏 （八千代医療センター業務管理課係長）
相 星 淳 一 （八千代医療センター救急科教授・診療科長）
大 野 実 （八千代医療センター施設課長）
田 中 由 佳 （習志野健康福祉センター長代理 副センター長）
出 竹 孝 之 （総務部長）
糟 谷 龍 郎 （委員長 健康福祉部長）
大 澤 浩 一 （消防長）
伊 藤 栄 治 （議長 健康福祉部次長）
瀬能尾 幸 広 （健康福祉部健康福祉課長）
神 代 信 宏 （総務部危機管理課長）
杉 田 剛 （消防本部警防課長代理 主幹）

【事務局（健康福祉部健康福祉課）】

- 瀬能尾 幸 広 （課長 兼 八千代市応急医療救護対策会議委員）
菅 原 瑛 （主査補）
湯 川 彩 （主事）

【関係部局（総務部危機管理課）】

- 竹 内 義 徳 （副主幹）

[出席者数 合計24名]

- 5 公開又は非公開の別 公開
6 傍聴者／定員 0名／5名
7 所管部署名 健康福祉部健康福祉課
8 会議録

【事務局（健康福祉課 瀬能尾課長）】

委員の皆さま、本日はご多忙のところ令和4年度八千代市応急医療救護対策会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、事務局からご案内いたします。本日の会議ですが、「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」第4条各号に規定する非公開会議には該当しないため、公開会議となります。

また、議事につきまして会議録作成のため、録音をさせていただきますので、予めご了承の程お願いいたします。

続いて、配布させていただきました資料の確認をお願いいたします。まず、事前に送付させていただきました資料として

- ・ 本日の会議次第
 - ・ 八千代市応急医療救護対策会議委員名簿
 - ・ 議事資料1（1次救護所の見直しについて）
 - ・ 議事資料2（令和5年度以降の議事案件について）の以上4点となります
- 次に、本日皆さま方の机の上にお配りした資料として
- ・ 本日の会議席次表
 - ・ 八千代市応急医療救護対策会議設置要領
 - ・ 議事に対する意見書まとめの以上3点となります。

配布資料は、以上でございますが、配布漏れ等ございませんでしょうか。

次に、本会議は、令和元年度以来、3年ぶりの開催となり、令和2年4月1日付け委嘱後ですと、初の開催となりますので、加瀬委員から時計廻りでひと言ご挨拶を頂戴できればと思います。

また、糟谷委員、加瀬委員におかれましては、委員長、副委員長のお立場で、後程、改めてご挨拶を頂戴できればと思いますのでよろしくをお願いいたします。

（八千代市応急医療救護対策会議委員、関係部局及び事務局職員が順番に挨拶）

以上よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより令和4年度八千代市応急医療救護対策会議を開催いたします。

初めに、八千代市応急医療救護対策会議委員長、副委員長よりご挨拶をいただきます。

【糟谷委員長（健康福祉部長）】

本日は、年度末の大変お忙しいところ、委員の皆さまにおかれましては多数のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

重ねまして、本市の保健・医療行政、災害時の応急医療救護体制の確保に対し格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の会議は、令和元年度以来の3年ぶりの会議となります。この間、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、人々の行動様式・意識なども大きく変化しているところでございます。政府におきましては、本年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同等の5類に見直すこととしておりますが、災害時における対応につきましては、引き続き新型コロナウイルスへの感染防止対策を講じながらの対応が求められるものと理解しております。

その中で、医療関係者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスへの感染防止対策を講じながら、市民の生命や健康を守る医療活動をお願いすることとなり、市といたしましても、災害時における応急医療救護活動が、より円滑に、また、効果的に行えるよう、本会議での話し合った内容を基に、体制整備の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

さて、本日の議題は、「1次救護所の見直しについて」と「令和5年度以降の議事案件について」の二つでございます。

議案第1号「1次救護所の見直し」については、地域防災計画や応急医療救護活動マニュアルといった計画に位置付けております、発災時における1次救護所の開設場所の見直しに係る内容でございます。

また、議案第2号「令和5年度以降の議事案件」につきましては、冒頭に申し上げましたが、本会議が3年ぶりの会議ということもございまして、また、現在の委員の皆さま方の任期が今年度末をもって満了いたしますので、次年度以降へ引き続いて話し合いを継続する事項の再確認ということで提案がなされております。

この後、事務局より、それぞれの議題に関する説明があるかと思いますが、皆さま方の忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（健康福祉課 瀬能尾課長）】

ありがとうございました。続きまして、加瀬副委員長、よろしくお願いいたします。

【加瀬副委員長（八千代市医師会会長・メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科院長）】

本会議の副委員長を務めさせていただいております、八千代市医師会の加瀬でございます。

ます。改めましてよろしくお願ひいたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

先程、委員長の方からもお話がありましたけど本日の議題は二つございますが、1点目につきましては私個人の部分も絡むことでございますが、どうしてこういった経緯になったかについては、後で事務局の方々からお話があると思うのですが、その背景は、より実効性のある救護所を作らないとならないということで、私たち医師会の中でも色々議論した末での結論を申し上げた次第でございます。

この数年間は、コロナの対応が中心で我々も動いていたのですが、そろそろもう災害は襲ってくるだろうということで、それに備えての実効性のある有効な、負傷者を救えるようなそういう体制を整えたいと思っている次第でございますので、よろしくご審議の程お願ひいたします。

【事務局（健康福祉課 瀬能尾課長）】

ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、「八千代市応急医療救護対策会議設置要領」第6条第3項により八千代市健康福祉部次長 伊藤委員にお願いしたいと思ひます。

それでは、伊藤委員、よろしくお願ひいたします。

【伊藤議長（健康福祉部次長）】

議事進行を務めさせていただきます議長の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。それでは早速、会議次第に沿ひまして進めさせていただきます。

まず、議事の1点目「1次救護所の見直しについて」でございますけれども、事務局からの説明をお願いします。

【事務局（健康福祉課 菅原主査補）】

それでは、議案第1号「1次救護所の見直しについて」説明させていただきます。

議事資料1「1次救護所の見直しについて」の1ページをご覧ください。

議題の「見直し」に係る部分をお話しする前に、皆さま、ご承知の内容も多いかと思ひますが、まずは1次救護所の内容から順にご説明させていただければと思ひます。

1次救護所内では、医師の先生方が、災害による負傷者等の傷病程度の判定、これをトリアージといひますが、トリアージと、応急手当を実施いたします。

トリアージの結果、軽傷者については、応急手当後、避難所や自宅へそのまま自力で避難いただき、中等傷者や重傷者の方は、医療設備が整った医療機関まで搬送し、そこで手術等の必要な処置を行います。

本市においてこの1次救護所が開設される条件は、震度6弱以上の地震が発生した場合、もしくは、災害医療対策本部長である市長が必要と認めた場合に開設されます。

開設される時期については、1次救護所に位置付けられた施設が、自身の施設の被害状況を見て、開設できるかどうか判断いただき、応急医療救護本部長である健康福祉部長、もしくは、災害医療対策本部長である市長へ開設の可否を報告します。

開設可能な場合は、発災後、数時間以内に1次救護所を開設し、医師の先生が責任者として現場にて指揮をとります。現在の八千代市の1次救護所の位置付けですが、市内を7つの地区に分け、その7地区全てで、医療機関さまに災害医療地区病院として1次救護所を開設をお願いしております。

1次救護所を医療機関さまに置くメリットとしましては、中等症以上の方がいた場合に、自身の施設でそのまま手術等の必要な処置を行えるという点、また、災害の発生する時間帯にもよりますが、例えば、平日の日中等の病院が開いている時間帯であれば、発災後、速やかに応急医療救護活動を行っていただけるという点もメリットとして考えられます。

資料2ページに、イメージ図がありますが、負傷者のうち歩行困難な方は、地域の自主防災組織や自治会が1次救護所まで搬送し、負傷者はここで応急手当を受けることとなります。また、トリアージの結果、中等傷者は災害医療地区病院に、重傷者については、八千代医療センターにそれぞれ搬送し、必要な救命処置を行う流れとなります。

それでは、本日の議題の「見直し」に係る部分についてご説明いたします。

資料3ページをご覧ください。

今回、1次救護所の見直しを検討するに至った経緯についてでございますが、現在、1次救護所に位置付けられている「おかざき外科クリニック」さまと「メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科」さまより、災害がいつ発生するか分からない中、常時この1次救護所の役割を担い続けるのは難しいため、この位置付けを辞退させてもらいたいとの申し出をいただいたこととなります。

資料3ページの表をご覧くださいと分かる通り、高津・緑が丘地区と八千代台地区の2地区以外は、病院が1次救護所を開設することとなっております。

市といたしましては、1次救護所で行う救護活動は、トリアージと傷病者の応急手当という医師の先生方の協力が必要不可欠な内容であり、また、トリアージの結果、手術等の処置が必要になれば、1次救護所からそのまま院内で必要な処置ができるという点から、医療機関さまに引き続きこの役割をお願いしたい気持ちはある一方で、先生方の申し出されている理由はごもっともであり、また、このような申し出をいただいた以上は、市として位置付けの見直しは早急に進めていくべき問題であると考えております。

その後、後任となる医療機関さまを探したものの、やはりこの2地区については、病

院規模の医療機関さまがないため、人員や設備といった点から難しいものと判断し、この2地区については、医療機関ではなく公共施設へ位置付けを見直す方向で検討を進めていく運びとなりました。

公共施設での検討を行うにあたっては、発災後、数時間以内に開設が見込める施設であること、また、1次救護所を開設するだけの広さがある施設であることを条件に考え、災害時に避難所の役割を持つ小中学校を対象施設とし、危機管理課に、1次救護所の候補施設について選定を行っていただきました。

初めに、高津・緑が丘地区については、資料4ページにある検討結果の基、みどりが丘小学校、西高津小学校を1次救護所の候補施設としております。

具体的に各施設の検討結果について読み上げさせていただきます。

高津小学校、高津中学校については、洪水浸水時は避難所として開設しないため、除外とする。南高津小学校、東高津中学校については、周辺に診療所が少なく、中等症の負傷者の搬送に時間を要するため、除外とする。西高津小学校については、周辺に診療所が少ないが、高津地区の中では位置的に良い場所に立地していると考えます。新木戸小学校については、駅から一番近い避難所であるため、帰宅困難者を受入れる想定としている。また、地区連絡所も設置することとなっていることから、除外とする。みどりが丘小学校については、周辺に診療所が複数あるため、比較的短時間で中等症の負傷者の搬送が見込める。以上が検討結果となります。

これまで、高津・緑が丘地区で一つの1次救護所としておりましたが、学校の先生や避難所運営委員会の方達と話をすることで、高津と緑が丘では、地域特性が大きく異なるというご意見をいただきました。高津地区で負傷したご高齢の方が、地域の方達の協力をいただけたとしても、緑が丘まで行くことができないと応急手当を受けられないという状況を想定した時に、将来的にはそれぞれの地区に1次救護所が開設されることが、より望ましいものと考えました。

なお、緑が丘地区については、みどりが丘小学校を候補施設としておりますが、避難所運営委員会の皆さま方からは、1次救護所の開設については、もう少し継続して議論を重ねたいとのご意向があったため、当面は、高津・緑が丘地区で一つの1次救護所が位置付けられることを最優先事項といたしたいと考えております。

西高津小学校については、学校の先生、避難所運営委員会の皆さま方から1次救護所の検討をすることについての内諾をいただいたことから、具体的な開設場所についても併せて検討をしました。

資料7ページをご覧ください。現在の施設配置図については、資料6ページのとおりですが、学校の出入口側に近いグラウンドの一面を屋外の開設場所、緑の枠線で囲った特別教室棟の1階部分を屋内の開設場所として想定しております。この場所を1次救護

所の開設場所として想定した理由として、屋外開設場所については、空間的に広く使える場所であり、また、救急車両の搬送経路を考え、学校の出入口側に近いグラウンドの一面を開設場所として想定しました。

屋内開設場所については、救急車両の搬送経路の動線上に近い場所で傷病者の引き渡しが可能であり、また、空き教室があるという点から、特別教室棟の1階部分を開設場所として想定しました。

続いて、八千代台地区については、資料8ページにある検討結果の基、八千代台東小学校を1次救護所の候補施設としております。

具体的に各施設の検討結果について読み上げさせていただきます。

八千代台小学校については、駅から一番近い避難所であるため、帰宅困難者を受入れる想定としている。また、地区連絡所も設置することとなっていることから、除外とする。八千代台西小学校、八千代台西中学校については、洪水浸水時は避難所として開設しないため、除外とする。八千代中学校については、周辺に診療所が少なく、中等症の負傷者の搬送に時間を要するため、除外とする。旧八千代台東第二小学校については、屋内施設がないため、除外とする。八千代台東小学校については、周辺に診療所が複数あるため、比較的短時間で中等症の負傷者の搬送が見込める。以上が検討結果となります。

八千代台東小学校で1次救護所の検討をすることについて、学校の先生、避難所運営委員会の皆さまから内諾をいただけたことから、併せて具体的な開設場所について検討をしております。

資料11ページをご覧ください。現在の施設配置図については、資料10ページのとおりですが、避難所横のグラウンドの一面を屋外の開設場所、緑の枠線で囲った普通特別教室及び管理棟の1階部分を屋内の開設場所として想定しております。この場所を1次救護所の開設場所として想定した理由として、屋外開設場所については、空間的に広く使える場所であり、また、救急車両の搬送経路を考え、学校の出入口側に近いグラウンドの一面を開設場所として想定しました。屋内開設場所については、通用口があり、通用口の側に特別教室があること、また、救急車両の搬送経路を考え、普通特別教室及び管理棟の1階部分を屋内の開設場所として想定しました。

事務局で想定する開設場所について、西高津小学校の先生、八千代台東小学校の先生から、1次救護所の開設場所として検討することは可能であるとの見解をいただいておりますが、今後、1次救護所の開設に向けた具体的な内容を詰めていく中で、より適した場所がありましたら、今回、想定した場所にこだわらず、開設場所を決めていくことができると考えております。

以上が高津・緑が丘地区と八千代台地区における1次救護所の見直し検討の内容とな

りますが、1次救護所の位置付けを学校にした場合に考えられる懸案事項についても今後解決していく必要があります。

資料12ページをご覧ください。現在考えられる懸案事項が大きく三つありますので読み上げさせていただきます。

- (1)停電時に使用する自家発電機が十分に備わっていない。発電機を1台設置しているが、災害用井戸の汲み上げ用を想定している。
- (2)校舎内の教室等を使用することになり、学校との調整が必要となる。(どの教室を使用するか、休日夜間発生時の校舎の鍵をどうするか等)なお、体育館は避難者の避難所となるため、1次救護所を兼ねることは混乱を招くことから避ける。
- (3)資器材の保管をどうするか。市の防災倉庫は1基あるが、避難者用の備蓄品を保管しており、空きも無い。

(1)は「設備」に関する事項、(2)は「運用」に関する事項、(3)は「保管」に関する事項となりますが、これらについては、具体的な検討ができていないため、今後、解決可能な事項であるかどうか等を一つずつ整理・検討していきながら、見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

本日、1次救護所の見直しに向けて進めていくということで皆さま方からご承認をいただけた場合、本市の応急医療救護体制がどのように変わるのか、また、今後のスケジュールはどのように考えているのかについては「6 応急医療救護体制見直し後イメージ」、「7 今後の見直しスケジュール(案)」のとおりとなります。

まず、本市の応急医療救護体制がどのように変わるかについては、これまでは、全ての地区で病院前に1次救護所を開設し、一次救護を行う体制でありましたが、見直し後は、高津・緑が丘地区、八千代台地区については、医療施設関係者さまの即時の人員配置が困難な地区であるため、一次救護は、公共施設で行い、その先の二次救護は周辺の災害医療地区協力病院、三次救護は八千代医療センターで行う体制へと変わります。

次に、現在、事務局で考えております、今後の見直しスケジュールについてですが、来年度中に見直しができるよう、まず、7月までに先程申し上げた懸案事項について整理・解消を行い、12月までに、応急医療救護活動マニュアルと地域防災計画への反映作業と合わせ、八千代市防災会議に地域防災計画の修正案を提示、そして年度末までに、本会議と八千代市防災会議において、見直し内容の提案ができればと考えております。スケジュール上では、本会議の開催は12月以降に1回の予定となっておりますが、必要に応じ、それ以外の時期にも開催させていただくことが考えられますので、よろしく願いいたします。

13ページ以降に近隣市における1次救護所の指定場所について整理しておりますので、簡単にご紹介いたします。まず、船橋市については、現在の八千代市と同様に1

次救護所はすべて病院前に開設する体制がとられております。一方で鎌ヶ谷市、習志野市は1次救護所の開設場所を全て学校や保健会館といった公共施設としており、また、市川市や浦安市、松戸市では、病院のある地区は病院前、それ以外の地区は公共施設といった形で病院前と公共施設が混在する形で1次救護所の体制がとられております。

以上が、議案第1号「1次救護所設の見直しについて」の説明となりますが、今回事前に皆さま方に資料の方を送付いたしまして、寄せられたご質問・ご意見がございましたので、ここでご紹介させていただければと思います。

本日皆さま方にお配りさせていただきました資料の中に、「議事に対する意見書まとめ」という資料がございますので、こちらをご覧ください。議案第1号につきましては、一つのご意見と二つのご質問をいただいております。

まず、ご意見につきましては、「1次救護所に位置づけられている医療機関2ヶ所から辞退の申し出がありました。医療機関の所在する「高津・緑が丘地区」と「八千代台地区」のそれぞれの地域で1次救護所として相応しい新しい公共施設を選定した理由については妥当と思われる。」というご意見を頂戴しております。

ご質問についてですが、まず一つ目のご質問は、「公共施設とした場合の責任者の指名等についてはどのように考えるのか？」というご質問をいただいております。

こちらのご質問に対する事務局の見解も合わせて触れさせていただいております。「今後、検討していく必要がありますが、1次救護所の開設に係る部分と、応急医療救護活動に係る部分で責任者は分かれるものと考えます。公共施設に1次救護所を位置付けている複数の市に確認した結果、施設管理者である学校長を責任者としている市や、実際に応急医療救護活動を行う担当の医師を責任者としている市、また、責任者を明確に決めてはいないが、災害時に設置する衛生医療班本部の本部長である健康福祉部長、本市の場合ですと応急医療救護本部長である健康福祉部長が考えられるとしている市など様々でした。

二つ目のご質問になります。「1次救護所が変更となった後の、備蓄医薬品等の対応はどのように考えるのか？」こちらのご質問に対する事務局見解ですが、「本市では循環型備蓄による方法で医薬品を管理しておりますので、学校に常時配備することとなった場合は、循環型による方法での管理はできなくなることとなります。1次救護所が変更となった場合についても、医薬品等は引き続き現在の医療機関にお願いし、管理していただくのか、他の災害医療地区病院に引き継いで管理していただくのか、すぐに使用できるよう循環型ではなく学校への常時配備とするのか、いくつか選択肢が考えられますので、それぞれの選択肢とした場合における管理を想定し、より適した方法で管理できるよう検討してまいります。」以上が事務局見解となります。

それでは、議案第1号「1次救護所設の見直しについて」の事務局の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【伊藤議長（健康福祉部次長）】

ただいま事務局から、1次救護所の見直しを進めるに至った経緯や、新たに1次救護所として想定している施設、また、事前に皆さま方からお寄せいただいたご意見やご質問に対する見解等が示されましたが、事務局からの説明を受けまして、何かご意見・ご質問等はございますでしょうか。

—意見・質問なし—

それでは、ご意見・ご質問等はないようですので、議案第1号「1次救護所の見直しについて」は、高津・緑が丘地区は西高津小学校へ、八千代台地区は八千代台東小学校へ1次救護所の位置付けを見直していく方向で検討を進めていくということで皆さまよろしいでしょうか。

—異議なし—

ありがとうございました。異議がないようですので、議案第1号「1次救護所の見直しについて」は以上といたします。

続きまして、議案第2号「令和5年度以降の議事案件について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（健康福祉課 菅原主査補）】

それでは、議案第2号「令和5年度以降の議事案件について」説明させていただきます。議事資料2「令和5年度以降の議事案件」をご覧ください。

議案第2号については、本会議が3年ぶりの会議であることから、これまで本会議で審議いただいた議事のうち、方針が決定している事項を確認の上、次年度以降も、引き続き方針決定した内容のとおり進めていくということでよいか、皆さま方にご審議いただきたく議事とさせていただきます。

初めに、先程、議案第1号で、ご審議いただき、ご承認いただきました「(1) 1次救護所の見直しについて」ですが、本会議で次年度以降進めていく内容としましては、八千代台地区、高津・緑が丘地区の1次救護所の見直しに向けた具体的な検討となり、①八千代台地区、高津・緑が丘地区の1次救護所（学校救護所）の運用検討、②八千代市応急医療救護活動マニュアルの改定作業、③緑が丘地区への1次救護所の位置付け検討となります。

次に、「(2) 1次救護所の設置訓練について」になります。こちらは、発災時に速や

かに1次救護所を設置できるよう、1次救護所を開設する災害医療地区病院で実際に1次救護所開設の模擬訓練を実施するという内容であり、各施設において「1次救護所設置訓練・実施要領作成指針」を基に、実施要領を作成し、地域防災計画の掲載順で実施訓練を行っていく方針となっております。これまで平成29年3月4日に八千代医療センターさま、令和元年5月27日に島田台総合病院さまで模擬訓練が実施されました。今後、セントマーガレット病院さま、勝田台病院さま、新八千代病院さまの順番で実施いただく予定となっております。

最後に、「(3)「災害時の応急医療救護活動における医薬品等の整備及び管理に関する覚書」に基づく医薬品等の備蓄事業の運用について」になります。

平成27年1月に循環型備蓄として1次救護所を開設する災害医療地区病院で医薬品等を配備しましたが、普段の診療では全く使用しないような品目が配備され、使用しきれず廃棄せざるを得なくなるようなケースや、実際の災害時に不足が懸念される薬剤がある等から、内容の見直しを、本会議で検討していく予定となっております。

以上が、今後進めていくべき事項とその方針となりますが、この内容のまま次年度以降に引き継いでいくということによろしいかご審議いただけたらと思います。

また、議案第2号については、事前に一つのご意見をいただいておりますのでご紹介いたします。「議事に対する意見書まとめ」をご覧ください。「1次救護所の設置訓練について、毎年医療機関を変えて実施することはなるべく多くの方に参加していただくうえで適切と考えます。災害時に使用する医薬品等の備蓄事業について平時のうちに内容を見直すことは重要と考えます。」こちらが議案第2号についていただいたご意見となります。事務局からは以上となります。

【伊藤議長（健康福祉部次長）】

ただいま事務局から、令和5年度以降の議事案件についてのほか、事前に皆さま方からお寄せいただいたご意見について紹介がありました。

次年度以降も引き続いて本会議で進めていく議事として、先ほど皆さま方から承認をいただきました「1次救護所の見直しについて」と「1次救護所の設置訓練について」、また、「災害時の応急医療救護活動における医薬品等の整備及び管理に関する覚書」に基づく医薬品等の備蓄事業の運用についての三つを考えているとのことですが、事務局からの説明を受けまして、何かご意見・ご質問等はございますでしょうか。

—意見・質問なし—

それでは、ご意見・ご質問等はないようですので、議案第2号「令和5年度以降の議事案件について」は、「1次救護所の見直しについて」、「1次救護所の設置訓練について」、「災害時の応急医療救護活動における医薬品等の整備及び管理に関する覚書」に基づく医薬品等の備蓄事業の運用について」を次年度以降に引き継ぐ議事とするということで皆さまよろしいでしょうか。

—異議なし—

ありがとうございました。異議がないようですので、議案第2号「令和5年度以降の議事案件について」は以上といたします。

加瀬副委員長、議事に関し何かご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

【加瀬副委員長（八千代市医師会会長・メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科院長）】

まずは、議事の全てについて、皆さまご承認いただき、ありがとうございました。

細かいことについては早急に決めないといけないのではないかと考えております。

災害が、今日の夜来るかもしれないし、明日来るかもしれないという中で、これから検討を進めようというのはその通りだと思うのですが、早急に行わなければならないことが、本日の議事には散りばめられているのではないかと考えます。

例えば薬剤については、循環型の備蓄医薬品等が導入される時に、各医療機関から、必要な医薬品等を聞いて予算内で揃えたのだと思うのですが、病院によっては、あまり検討ができないまま揃えてしまい、かなりのばらつきがそれぞれの医療機関であるのではないかと考えます。その部分については、関係者が集まって、ある程度統一した医薬品等になるように、申し合わせたうえで揃えていけば、標準化した医薬品等となり、そこに集まった医師の誰もが運用しやすい体制がとれるのではないかと考えます。

その他におきましても、訓練の仕方、それぞれの医療機関で訓練をしていただけないというのはいけません。そこに医師会員が参集し、実際に救護活動を行うという実効性のある訓練も必要ではないかなと考えています。ですからそれをどのように進めていくかといことをよく検討し、具体的に進めるスピードを早急にやらないとならないと考えております。医師会長の立場としては、明日災害が来たらどうしようと頭の中の半分以上は災害のことでいっぱいになっている状況です。コロナが落ち着いてきたということもあるのですが、ずっと気にかけていることなので、皆さまのご協力なく進めることはできないので、お願いしたいなと考えております。

何かご意見等ありましたら伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

黒田先生、担当理事として何かありますでしょうか。

【黒田委員（災害医療コーディネーター，八千代市医師会救急医療・災害医療担当理事）】

今日はありがとうございます。いまハードの部分について必死に設営する場所を考えている所なのですが、まだ、完全に案も煮詰まっていないので、加瀬副委員長が話したように、そこを整えていくのはすぐに進めていかないといつ起こるか分からない災害に対して準備不足ではあるのですが、やはり設営する場所が決まったとしても、そこにソフトである医師や救護スタッフが参集しないと何も始まらないということになるので、そちらに対しての医師あるいは参集するスタッフの意識というか、参集する訓練、そして、実際にどのように連絡がいくかといったことのソフトの部分の充実についてもこれから磨いていかないと現実的な救護活動ができないと思いますので、今後、医師会を中心に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【伊藤議長（健康福祉部次長）】

両委員，ありがとうございます。本日の議事はこれで全て終了となりますので、会議次第「3 その他」については、事務局にて進行をお願いいたします。

【事務局（健康福祉課 瀬能尾課長）】

皆さま，ご審議いただきありがとうございました。

会議次第「3 その他」でございますが、本日の議事に関連すること、また、それ以外のこと、皆さま方と共有したいこと、何かございますでしょうか。

—発言なし—

それでは、他にないようでしたら、最後に事務局から皆さまに連絡がございます。

本会議の委員の任期は八千代市応急医療救護対策会議設置要領により2年となっております。令和5年3月31日で満了となります。

そのため、今期の会議は、本日が最後となります。今期は新型コロナウイルスという新たな感染症の発生があり、なかなか会議を開くことができずにはおりましたが、本日皆さま方にご審議いただき、今後の方針を決めることができたほか、応急医療救護体制に対する貴重なご意見を賜り御礼申し上げます。

次期任期につきましてもご異動等されてしまう委員の皆さまを除きましては、ご就任依頼の手続きをとらせていただければと考えておりますので、引き続きご協力の程よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和4年度八千代市応急医療救護対策会議を閉会いたします。本日はご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございました。